10区職労統一職場要求書	回答
員と家族の生活を守るための要求	
基本給与の賃金水準について 民間の給与実態を精確に把握するとともに、かつ生計費原則に基づき、大都市東京における生活実にふさわしい賃金水準とすること。なお、特別区にふさわしくない地域手当の引き上げによる基本は与の引き下げは行わないこと。	民間の給与実態の把握は特別区人事委員会の民間給与実態調査により精確になされている。 手当の引上げに伴う本給の引き下げ及び職員の給与水準については、国、他団体及び民間の給 準との均衡を失しないよう適切に対応していく必要があると考えている。
職員手当等について	
時間外勤務の賃金不払い問題、時間外勤務手当について 1)時間外勤務については、法律に基づき全額割増賃金を支払うこと。	
1)時間外勤務については、法律に基づき全額割増賃金を支払うこと。	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。
2)時間外勤務の賃金不払いが生じている職場・職員については、厚生労働省指針(2003年 5月23日付)を遵守し、かつ、賃金不払いは犯罪であるとの認識に立ち、月単位で措置すること	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。
3)課・事業所で年度内に時間外勤務手当の不足が生じる場合は、速やかに所属長が当該部及び 財政当局と調整・交渉を行い、解決を図ること。	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。
4)時間外勤務手当の予算化について	
ア、一律的な時間外勤務手当予算の削減をやめ、来年度、必要なところには必要額を措置する	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。
3元と	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。 なお、新庁舎における出退勤管理の方法は現在検討中である。
ウ、予測できない時間外勤務についての対応は、あらかじめ財政当局が一定の予算化をしてお くこと。	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。
5)年度途中において予算の不足が生じることが明らかな場合については、応分のものを補正で 措置すること。	超過勤務を命令した場合は法令に基づき超過勤務手当を支給する。予測できない超過勤務に ては、必要に応じて措置する。
人事任用給与制度、人事考課制度について	
	昇任選考については、引き続き公平な選考を実施していく。また、今後も必要な見直しは行 いく。
ように民主的・公平な選考を実施すること。 「ア、主任主事選考については、選考趣旨である実務経験重視とした選考とすること。特に、長 「期選考Aについて、本来の趣旨に基づき、特に問題がなければ昇任させること	昇任選考については、引き続き公平な選考を実施していく。また、今後も必要な見直しは行 いく
期選考Aについて、本来の趣旨に基づき、特に問題がなければ昇任させること。 イ、主任主事、係長選考についての区職労要求について、結果の発表前に交渉を行い、前進あ る回答をすること。	本件は協議事項ではないと考えている。
ウ、本人に対する選考結果の開示について、制度化すること。 エ、係長選考制度について、長期選考の形骸化を止め、昇任者数を増やすこと。	昇任選考については、引き続き公平な選考を実施していく。 係長昇任選考についての昇任者数はポストをもとに決定し、引き続き公平な選考を実施して く。また、今後も必要な見直しは行っていく。
2)特別昇格制度が廃止されたことを踏まえ、係長選考の昇任者数を増やすこと。また、職務が 困難性を増していることから、主査を増やすなど係長職のあり方を見直すこと。	係長昇任者数はポストをもとに決定していく。
3)総括係長選考について ア、総括係長選考については、経験、係長歴、調整力などを十分考慮して選考すること。また、総括係長のポストを増やし、事務系と技術系及び男女の格差解消などの問題点を改善する	昇任選考については、引き続き公平な選考を実施していく。なお、ポストを増やすことは困 ある。
こと。 イ、課長補佐名称を使用する職場については 事前協議とすること。なお、現在、使用している職場を明らかにすること。	本件は協議事項ではないと考えている。
4)昇任選考の結果について、広く周知すること。	公表方法は等については調査、検討を行い、必要に応じて見直しする。
5) 既に提出している「2009年度昇任選考、昇格、昇給制度の実施に関わる要求書」にていねい に応えること。	要求は別に対応する。
人事考課制度について、日間会業が以が日本した行っている実際を抽提し、労働組合の意見	
目的としたものとし、所属長が職員とのコミュニケーションを図り、職務遂行や業務運営等に積極的に活用するものとすること。	人事考課の結果は、人事給与上の処遇に適切に反映させるとともに、職員の能力等の更なるのため活用していきたいと考えている。
[2) 本人開示制度について	
ア、本人開示制度を十分周知し、その期間を増やすこと。	本人開示制度等は趣旨に沿って適切に実施していく。

10区 職一労 統一職場 要求 書	回答
イ、全職員に開示し、かつD、E評価者には必ず開示を行い、説明責任を果たすこと。	本人開示制度等は趣旨に沿って適切に実施していく。D,E評価の者についても、本人の申請に
ウ、所属長が忙しいなどと理由をつけ、開示を渋る行為は行わないよう徹底し、開示請求制度	り開示は可能である。また、職員に対しては、必要な説明、指導、助言を行っていく。 本人開示制度等は趣旨に沿って適切に実施し、職員に対しては、必要な説明、指導、助言を
の本来の趣旨を図ること	不分別が制度等は極音に沿って過場に失態し、極質に対しては、必要は前時、指導、助音をしていく。
3)不服申し立て制度を制度化すること。また、本人と所属長の間で「調整」が必要な場合に労	ていく。 理由ある苦情等については、苦情処理制度の中で対応していく。
動組合などの第三者を入れること。 4) 目標管理型自己申告制度について	
・フロボース 美国 レザロ 即及に ファイン ア、自己申告書の結果についての評価は、科学的なものとは言いがたいこと、また公務職場に	自己申告は人事考課制度を構成する重要な要素の一つである。各組織の目標設定を踏まえ職
- なじまないので、勤務評定、定期評定制度や昇任、昇給などと直接的に連動させないようにす	▋ら個人目標を設定し、その目標に対する達成度合いやプロセス等を組織において評価・検証す
ること。 イ、自己申告書に関わって、所属長は、その職場に見合った年度当初の組織目標を明確に示す	とが、職員の能力等の伸長に寄与するものと考えている。 自己申告は人事考課制度を構成する重要な要素の一つである。各組織の目標設定を踏まえ職
1、日口中自首に関わりて、別周改は、ての職場に兄百りた年度当別の組織目標を明確に小りこと。	【ら個人目標を設定し、その目標に対する達成度合いやプロセス等を組織において評価・検証す
	とが、職員の能力等の伸長に寄与するものと考えている。
ウ、職務目標の設定について、上からの一方通行とせず、職員の自主性を尊重すること。ま	自己申告は人事考課制度を構成する重要な要素の一つである。各組織の目標設定を踏まえ職
に、係、テーム単位での民主的な話し合いで決められた組織自信を個人の目信とするなど、職 <u>務遂行の実態とかけ離れないものとすること。</u>	ら個人目標を設定し、その目標に対する達成度合いやプロセス等を組織において評価・検証す とが、職員の能力等の伸長に寄与するものと考えている。
──【工、目標が達成できなかったことをもって、単純に評価することはせず、そのプロセスも重視	┃ 自己申告は人事考課制度を構成する重要な要素の一つである。各組織の目標設定を踏まえ職
すること。更に自己検証の強制は行わないこと。	ら個人目標を設定し、その目標に対する達成度合いやプロセス等を組織において評価・検証す
 オ、自己由告制度は、地公法などの法的根拠はないので、提出は強制しないこと、また、提出	とが、職員の能力等の伸長に寄与するものと考えている。 自己申告書の作成・提出は職務の一環であり、職員の主体的な取り組みによる効果的・効率
一つ、自己中日前反は、地名なるとのなり代題はないのと、徒田は強制しないこと。また、徒田はないこと、未記入などを理由に不利益な扱いをしないこと。	【職務遂行を図ることを目的としている。また、所属長とのコミュニケーションの活性化による
	的な指導育成や職員の意欲向上を図ることも目的の一つである。
刀、'職務について」、'自田意見」で職員が書いたことについて、所属長及ひその上の上司 が検討・吟味し、その内容を生かすこと。	自己申告書の作成・提出は職務の一環であり、職員の主体的な取り組みによる効果的・効率 職務遂行を図ることを目的としている。また、所属長とのコミュニケーションの活性化による
	的な指導育成や職員の意欲向上を図ることも目的の一つである。
キ、自己申告にあたっての面接は十分かつていねいに行うこと。また、その面接において、職	┃ 自己申告書の作成・提出は職務の一環であり、職員の主体的な取り組みによる効果的・効率
	職務遂行を図ることを目的としている。また、所属長とのコミュニケーションの活性化による 的な指導育成や職員の意欲向上を図ることも目的の一つである。
- 15 恒星38~~。 5)一般職員が管理職を評価するような制度を検討し、職場のよい緊張関係をつくるようにする	現在は人事考課制度として360度評価等を導入する予定はないが、研修等の能力開発の一環と
ـ في المستقدم المستدم المستقدم المستقدم المستقدم المستود المستود المستقدم المستقدم ا	ての実施については検討に値すると考えている。
昇給制度について	
1)昇給制度の実施にあたっては、恣意的な実施を行わず、かつ一部職員にかたよることなく民	職員の勤務成績を考慮し、制度の趣旨に沿って実施していく。
E的・公平に実施すること。具体的には、既に提出している要求書に答えること。また、D.E評 2)次世代育成の観点から、母性保護の権利取得や育児休業の取得等を理由とした昇給実施の差	 職員の勤務成績を考慮し、制度の趣旨に沿って実施していく。
別をしないこと。	報長の動物規模を写慮し、耐度の極目に石りて美心していて。
3)55歳以上の者について、「成績特別昇給実施時の合意」を守り、退職するまでに1回は4	職員の勤務成績を考慮し、制度の趣旨に沿って実施していく。
号を超えた昇給を実施すること。 4)民主的・公平の観点から、同じ者について、二年連続での4号を超えた昇給は行わないこ	 職員の勤務成績を考慮し、制度の趣旨に沿って実施していく。
+)氏土的・公平の観点から、向し台について、二十建版での4号を起えた弁約は11かないこと。	1
5) 昇給が実施できない場合の制度矛盾を解消するため、給料表の最高号給の足伸ばしを行うこ	職務給の原則の観点から、単なる号給増設はすべきでないと考えている。
レ 	
特別昇格について 1)2009年度の特別昇格の実施について、決められた限度いっぱいの昇格率を確保し、級	級格付基準廃止までの間は、制度の趣旨に沿って実施していく。
歴・区歴・年齢の高い者から措置すること。なお、実施にあたって、事前に具体的な協議を行う 2)実施にあたって、職場、職種、男女の違いによる差別をしないこと。	
2)実施にあたって、職場、職種、男女の違いによる差別をしないこと。	級格付基準廃止までの間は、制度の趣旨に沿って実施していく。
3)2011年度で廃止予定の特別昇格制度について、廃止を延長すること。	

<u>技能・労務系の人事任用給与制度について</u> 1)技能・労務系の賃金について、一般職員の賃金が引き上げられた場合、保障額表の給料額を	 統一交渉を踏まえたものであり、制度の趣旨に沿って実施していく。
)技能・労務系の真金について、一般職員の真金からさ上げられた場合、保障額表の給料額を き上げること。	統一文/少で始まんにもいでのり、前及り趣目に沿って美胞していく。
2)保障額表から業務職給料表に切り替えを行うこと。	統一交渉を踏まえたものであり、制度の趣旨に沿って実施していく。
業務職給料表への切り替えにあたっては、以下の点を基本に行うこと。	
3) 技能主任選考について、15%以上の昇任率を確保し、差別・選別及び恣意的な選考を行わず、職員の納得いくように民主的・公平な選考を実施すること。また、本人開示の制度を早急に	昇任選考については、引き続き公平な選考を実施していく。また、今後も必要な見直しは行 いく。
Oくること。 4)技能長選考について、本庁舎の現業職員を一くくりとして、昇任者を出すこと。	技能長選考についての昇任者数はポストをもとに決定し、引き続き公平な選考を実施してい
5)現業職の職種や業務の統合を原則として行わないこと。	
0 / 况耒喊の喊性や耒務の統合を尿則として行わばいこと。	少女な励識には心してい 、

10区職労統一職場要求書	回答
特別区内の民間の支給実績を精確に把握し、年間支給率を決定すること。	特別区人事委員会勧告を尊重し、対応していく。
勤勉手当の制度見直しをこれ以上行わないこと。	統一交渉を踏まえたものであり、制度の趣旨に沿って実施していく。
5、特殊勤務手当について 特殊勤務手当について、職務の実態に見合ったものに改善すること。	特殊勤務手当については、適時適切に見直しを行うことが必要であると考えている。
6、通 <u>勤手当について</u> 通勤経路や利用交通機関の確定にあたっては、職員の希望を十分検討し考慮すること。	経済的かつ合理的な経路で確定していく。
身体に障害をもつ職員の通勤経路や利用交通機関の確定にあたっては、当該者の希望に沿うこと。	通動手当制度の範囲内で、事情を考慮して確定していく。
7、退職手当について 基本給与額が地域手当の引き上げ等で削減されていることから、退職手当の支給率及び調整額を 引き上げること。	統一交渉を踏まえたものであり、制度の趣旨に沿って実施していく。
1.5	割増しは、条例本則通り実施する。(2%)
8、旅費について	
旅貨について 1)出張は区民本位の区政に資するために必要であるとの立場を堅持すること。	職務上出張が必要な場合は、旅行命令を発しており、また、実費弁償主義の趣旨に則り、旅費を 支給している。
2)旅費支給にあたって、実費弁償主義を徹底すること。	職務上出張が必要な場合は、旅行命令を発しており、また、実費弁償主義の趣旨に則り、旅費を 支給している。
3)旅費の実務に関して、職員サポートデスクは、職場の意見を聞き、柔軟に対応すること。	問い合わせに関しては丁寧な対応を心がけており、旅費制度の趣旨に則って対応している。
区民本位の区政に資する目的及び職務上必要な管内外出張については、級、行政職、現業職の区別なく出張できる予算を計上すること。 年度途中で支障が生じることが明らかな場合は、補正等で措置すること。	職務上必要な旅費は予算措置している。
年度途中で支障が生じることが明らかな場合は、補正等で措置すること。 	職務上必要な旅費は予算措置している。
職務上必要な再雇用職員の旅費について、近接地内外を問わず、必要額を措置して支給すること。	近接地内はパスモにより対応できる。
9、住居手当改善等、職員の住居援助施策について 職員の住居事情改善を図るために、職員住宅の改修、設備改善、互助会による住居支援など、区 独自の職員住居援助施策を行うこと。	職員住宅を含め、職員住宅援助施策の見直しの検討が必要であり、住居手当等生活関連手当につ いても、手当の存在意義やあり方など、広い見地から検討を加える必要がある。
飯田橋職員住宅を廃止する方針であるが、区職員住宅の総住戸数を減らさないこと。	職員住宅を含め、職員住宅援助施策の見直しの検討が必要であり、住居手当等生活関連手当につ いても、手当の存在意義やあり方など、広い見地から検討を加える必要がある。
住居手当改善に向けて区長会、特別区人事委員会に積極的に働きかけること。	職員住宅を含め、職員住宅援助施策の見直しの検討が必要であり、住居手当等生活関連手当についても、手当の存在意義やあり方など、広い見地から検討を加える必要がある。
10、貸与品について 職場、職務の業務実態に即した貸与品にするため、貸与期間や仕様の改善と品質の向上を図り、	貸与期間、仕様等については、貸与の必要性も含めて常に見直しが必要であると考えている。職
予算単価を増額すること。	務に真に必要な貸与品については、必要な協議を行なっていく。
	務に真に必要な貸与品については、適正な協議を必要に応じて行なっていく。
総合窓口の貸与品(制服)について、個人任せとせず、公費でクリーニング代を負担すること。	総合窓口課の貸与品(制服)に関して、公費でクリーニング代を負担することは考えていない。
11、選挙事務従事手当のひ善はこの間行われていない。今後行われる選挙事務従事について、長時間 選挙事務後事手当の改善はこの間行われていない。今後行われる選挙事務従事について、長時間	社会経済情勢を考慮したうえで、適切な水準を確保する。
労働・拘束に見合い、事務従事手当の改善を行うこと。 事務従事者の募集にあたって、希望者を優先した上で、職場、職員の偏りをなくし、かつ、事務 従事の強制を行わないこと。	職員の希望も考慮し、必要な調整を行いながら事務従事者を決定している。

10区職労統一職場要求書	回答
12、臨時・非常勤職員の賃金・労働条件について	
臨時職員について 1)2010年度の臨時職員の賃金単価について、正規労働者との賃金格差をなくすために、少 なくとも高卒初任給を最低基準額、時間単価では1200円程度とし、引上げを行うこと。	臨時職員については、必要に応じ配置しており、勤務条件等法の趣旨に則り運用していく。その 賃金単価については、社会経済情勢に基づき、適正な金額を設定している。
2) 有給休暇の付与日数増、育児・介護休業、子の看護休暇の実施など、労働条件の改善を行うこと。	臨時職員については、必要に応じ配置しており、勤務条件等法の趣旨に則り運用していく。その 賃金単価については、社会経済情勢に基づき、適正な金額を設定している。
3)交通費について、1996年3月13日自治省公務員部給与課決定に基づき、実費支給を行うこと。	臨時職員については、必要に応じ配置しており、勤務条件等法の趣旨に則り運用していく。その 賃金単価については、社会経済情勢に基づき、適正な金額を設定している。
4)必要な職場の臨時職員の旅費(近接地内等)を支給すること。	近接地内はパスモにより対応できる。
非常勤職員について 1)人事院が「非常勤職員の給与決定に関する指針」を出したことから期末手当を支給すること。	国家公務員と地方公務員の非常勤職員制度は大きな違いがあり、期末手当の支給については現行 制度的に困難であるが、非常勤職員の報酬改正にあたり、考慮して決定している。
2) 非常勤職員の賃金について同一労働同一賃金の原則から正規職員の賃金水準に引き上げ、かつ労働条件についても更なる改善を行うこと。また、有給休暇が取得できる条件整備を行い、かつ有給休暇の付与日数増、育児・介護休業の実施など、労働条件の改善を行うこと。なお、別途改善要求書に応えること。	非常勤職員については、必要に応じ配置しており、労働条件等法の趣旨に則り運用していく。報酬額については、一般職員との均衡を考慮して、適切な金額を設定している。改善要求は別に回答する。
3)現に勤務している非常勤職員について、区当局の都合による雇い止めは行わないこと。	非常勤職員については、必要に応じ配置しており、労働条件等法の趣旨に則り運用していく。
4)非常勤職員の超過勤務について、時間の振り替えとせず、賃金を支払うこと。	非常勤職員の超過勤務は原則想定していない。制度の適切な運用に基づき、勤務時間の管理を行 なっていく。
5)正規職員と同様の健康診断を適用すること。特に、消化器・婦人科健診及び二次健診を区負担で行うこと。	非常勤職員についても定期健康診断の対象としており、健康状況の把握及び疾病の早期発見という事業主の責任は果たしていると考えているので、現時点での見直しは考えていない。
6)非常勤職員の配置について、特定の施策・事業等に限定し、もっぱら正規職員の代替としないこと。なお、配置にあたっては、労使協議の上、行うこと。	非常勤職員については、必要に応じ配置しており、労働条件等法の趣旨に則り運用していく。報 酬額については、一般職員との均衡を考慮して、適切な金額を設定している。
1)必要としている職場に臨時・非常勤・派遣職員を人事当局の責任のもと配置すること。また、臨時・非常勤職員の確保のために、登録制とするなど具体的な方策を講じること。	職務に支障が生じないよう、必要な措置を講じながら適切に対応していく。法の趣旨に則り、適 切に対応していく。
2)雇用期間について、地公法の範囲内において弾力的に運用すること。	職務に支障が生じないよう、必要な措置を講じながら適切に対応していく。法の趣旨に則り、適 切に対応していく。
3)緊急に臨時・非常勤職員を確保しなければならない場合は、人事当局の責任でただちに確保すること。	職務に支障が生じないよう、必要な措置を講じながら適切に対応していく。法の趣旨に則り、適 切に対応していく。
4) 指定管理者制度の導入などの理由により、臨時・非常勤職員の雇い止めを絶対に行わないこと。	職務に支障が生じないよう、必要な措置を講じながら適切に対応していく。法の趣旨に則り、適 切に対応していく。
13、高齢者雇用制度について	
高齢者雇用制度について、本人希望が尊重され、多様な選択が可能となるように再任用制度と再 雇用制度を併存させ、制度を拡充すること。	11<.
採用にあたっては、健康でかつ働く意欲がある職員について、高年齢者雇用安定法に基づき全員 雇用すること。なお、思想、信条による採用差別を行わないこと。	需要数に応じ、意欲と能力を有する職員の確保に努めていく。
定年の延長については、再任用制度や賃金水準の問題など総合的に検討すること。	2 3 区共通基準として統一交渉の場で協議されるものであるので、その動向を見守りたい。
14、再雇用制度について	

10区職一労統一職場、要求書	回答
2010年度の報酬額を引き上げること。	報酬額等については、職務の複雑性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、正規職員との均衡を 考慮して定めている。
夏季休暇の日数を4日とすること。	現行の勤務日数を考慮すると適正である。
新たに月16日勤務をつくること。	現状では困難である。
定年退職後の継続雇用として、再雇用制度を存続させること。	今後の高齢者雇用のあり方については、検討が必要であると考えており、その中で結論を出して いく。
人間ドック職免制度を設けること。	必要は無いと考えている。
メーデー参加職免制度を設けること。	必要は無いと考えている。
15、再任用制度について フルタイム勤務を一般職員にも導入し、賃金を引き上げること。	現行の運用が適切であると考えている。
現業職員の給料表の格付けについて、2級とすること。	現行の運用が適切であると考えている。
16、「こども園」について、保育士と幼稚園教諭の賃金格差を放置せず、何らかの手段を講じるこ	現状では困難である。
<u>こ。</u> 17、社会保障の財源とすることを口実とした消費税増税を実施しないよう政府に働きかけること。	要求として受け止める。
18、社会保障費の自然増に対する削減を実施しないよう、政府に働きかけること。	要求として受け止める。
19、高齢者を差別する後期高齢者医療制度について、廃止する立場を区として取ること。	要求として受け止める。
20、年金制度について、全額国庫負担(税方式)による最低保障年金制度を創るよう、政府に働きかけること。また、水準を引き下げるだけの共済年金と厚生年金の一元化・統合は行わないよう求めること。	要求として受け止める。
. 明るい民主的な職場、働きがいのある職場にするための要求 【1、人員配置について	
人員削減方針を撤回し、必要な職場に人員増配置すること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
2010年度の人員配置にあたって、各職場・分会から出ている人員要求に応えること。特に、保育園及び児童館職場などについて、非正規雇用労働者を減らし、正規職員の増員を図ること。また、保育士が減らされている現状から、保育園に事務職を配置すること。尚、各職場からの人員要求はまとめて「第2次職場要求」として提出するので、要求に応えること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。 第2次要求については、別に回答する。
監査委員会の指摘もあるように、2010年度の新規採用職員数を大幅に増やすこと。また、具体的に、採用人数、職種の予定を明らかにすること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。 必要な情報提供は行なっていく。
人員配置提案は、職場実態に見合ったものとし、概ねの数を年内に提案すること。特に、予算策定にあたりすでにわかっている人員配置については、早急に提案し、協議すること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。 必要な協議は行なっていく。
2009年度当初及び途中で生じている欠員については、正規職員等で補充すること。特に、区 独自で採用できる贈品は、正規職員等で早急に補充すること	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
独自で採用できる職員は、正規職員等で早急に補充すること。 試験職職員の年度当初欠員が生じないように、職場の要求に基づき、人事委員会で人員確保する などの具体策を取ること。また、年度途中欠員を補充する具体的手立てについて、臨時・非常勤職 員、派遣職員に頼ることなく確立すること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
選考職職員の欠員補充は、公募を原則としてただちに補充すること。ただし、それができない場合には一方的に欠員扱いを継続することなく、ただちに区職労と協議し、対応すること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。 必要な協議は行なっていく。
定数基準などがある職種については、その業務実態に適合するよう区独自で引き上げ、必要な増 員を図ること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
日で同じに臨時・非常勤職員を配置している職場、超過勤務が恒常化している職場には、2010年度の人員配置にあたって、正規職員を増配置すること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
注意収入員配員にのにつら、正然報号で短配員を受配員を受定した。 施設建設や新規事業に伴う人員配置について、区職労と事前協議し対応すること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。 必要な協議は行なっていく。
正規職員に代えて配置した再任用職員・再雇用職員が年度途中に退職したときは、ただちに代替 措置をとること。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。

10区職労統一職場要求書	回答
職員配置にあたっては、一人職場を絶対に作らないこと。	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
再任用・再雇用職員の配置については、次の点を踏まえること。 1)採用数に見合った職場を事前に確保すること。また、安定的な再任用・再雇用職場の積極的 開発を行うこと。	適正な人員配置に努める。
2)再任用・再雇用職員の募集にあたっては、事前協議を行うこと。	必要な協議は行なっていく。 必要な協議は行なっていく。
3) 再任用・再雇用職員の要綱等の変更にあたっては、必ず事前協議とすること。 4) 新規雇用について、退職前の経験を踏まえた配置を行うこと。 5) 各職場の再雇用職員の配置数は、勤務日数、年齢的条件等と職務内容とを勘案して決めるこ	適材適所な人員配置に努める。 需要数に応じ、意欲と能力を有する職員の確保に努めていく。
ら、 6)配置職場の決定にあたっては、事前協議を行うこと。また、配置職場の内示は、三週間以上 前とすること。	早期内示に努める。
7)再任用・再雇用職員の配置を正規職員の「減員」や「合理化」の手だてとしないこと。また、配置にあたって、正規1人に対し再任用・再雇用1人と計算せず、勤務時間数にみあった配置とすること。	適正な人員配置に努める。
8) 再雇用・再任用職員の更新にあたっては、本人事情がある場合を除いて引き続き、健康で働く意欲が認められる限り雇用継続すること。 2、任期付職員制度について	需要数に応じ、意欲と能力を有する職員の確保に努めていく。
任期付職員制度(短時間及びフルタイム)は、長期的には住民サービスおよび自治体の人権保障機能の低下をもたらすものであるので、活用価値がある場合を除き、一般職員の代わりをするような制度導入をしないこと。	
任期付短時間勤務職員制度について (本)	
1)任期付短時間勤務職員制度は、原則として導入しないこと。	任期付職員制度を含め、様々な状況に応じて柔軟に活用できる制度が必要であると考えている。 内容については、国、他団体及び民間の動向を注視しつつ、引き続き検討していきたい。
任期付フルタイム職員制度について	
1) 任期付フルタイム職員制度の一般職への拡大にあたっては、労使協議で合意の上行うこと。 	~ のとおり <u>必要な協議は行っていく。</u>
2) 任期付フルタイム職員の配置は、正規職員の補充とせず、かつ部分休業及び育児休業・介護 体業の代替の場合のみに限ることと	要求は受け止めた。
3)任期付職員の給与・手当は、同一労働同一賃金の原則から常勤職員と同等水準とすること。 任期付職員採用制度について、育児休業、介護休業等の代替に限定した短時間公務員制度に改善 することを関係機関に働きかけること。育児のための短時間公務員制度について、その制度の内容の 周知を図ること。	要求は受け止める。周知は行っている。
次世代育成支援対策方針に従い、育休任期付職員採用制度について、区として早急に実施すること。	現行の対応により、必要な措置を講じながら適切に対応していく。
3、「区行財政効率化」に関わって 「区行財政構造改革推進大綱」に流れている「構造改革」(官のスリム化と民への開放、自治体行 政の民営化・営利化・市場化)の考え方を改め、大綱そのものを見直すこと。	現行は、「第2次行財政構造改革推進大綱」に基づくものである。 必要な協議は行なっていく。
「区行財政構造改革推進大綱」に基づく事務事業見直し、職員配置に関っては、区職労と事前協議	職員配置について、必要な協議は行なっていく。
を尽くし、一方的に実施しないこと。 保育園、児童館、学校用務、保健所の業務などを民営化または民間委託せず、直営を継続し、公 共性を守りサービス向上を図ること。	民間委託、民営化等は、区民サービスを維持・向上させるための有力な方策の一つである。
1)委託した学校・保育園の給食調理業務について総点検し、その問題点を明らかにし改善すること。また、保護者からの意見聴取を行い、委託業者への改善及び監視・指導を強めること。	給食調理の専門業者が培ったノウハウを活かして、引き続き安全でおいしい給食の提供に努める。また、各学校で開催している学校給食運営協議会において保護者の意見を聴取し、今後とも、委託業者の業務確認に努め、給食調理業務が円滑に行われるよう区として関わっていく。

10区職労統一職場要求書	回答
2)保育園、児童館について、民営化を行わず、直営として存続させること。また、この問題で、区民、保護者の意見を十分聞き、区職労との協議を行うこと。	民間委託、民営化等は、区民サービスを維持・向上させるための有力な方策の一つである。 具体化に当たっては、従来と同様区民、保護者、職員の理解を得るための話し合いの場を設けていきたい。
	従来も区民、保護者、職員の理解を得るために、話し合いの場を設けてきたところであり、今後もそのようにしていきたい。
人減らし「合理化」を目的とした「電子自治体化」を行わないこと。また、委託しているIT関連の予算をチェックし、非効率で財政上ムダとなるようなやり方での「電子自治体化」を行わないこと	
現行の福祉サービスについて、民間に委託せず、公共性を守って実施すること。	質の高いサービスの提供と経費節減を両立していくため、様々なアウトソーシング手法を適切に 活用していく。
市場化テストについて 1)区において、公共性を損ない、行政責任を放棄し、住民の権利が侵害される恐れのある市場 ・ 化テストを実施しないこと。	区民サービスの質の維持向上の観点から、国や自治体の取組みの動向について注視していく。
指定管理者制度について 1)新たに指定管理者制度を導入する施設については、区職労と事前協議すること。	必要な事項については、協議を行っていく。
2)指定管理者制度を導入した施設について、導入後の実態を点検し、問題点を明らかにすること。また、指定管理者の「再指定」にあたっては、直営に戻すことも含めて検討すること。	施設の管理等に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図るという制度創設の目的を踏まえ、第2次行財政構造改革推進大綱に基づき取り組みを進めている。
3)適正な管理及び設置目的を効果的に達成するために、議会の関与及び住民・利用者の参加制度を設けること。	議会をはじめ、住民、利用者の意見を踏まえ、適正な管理に努める。
4)指定管理者制度を使う場合の業者選定は、原則として公益団体に限定し営利企業は除外する	法令に基づく申請者資格とするとともに、条例等の選定基準により適切な事業者を選定する。
民間委託に関わり、何でも委託という姿勢を改め、区民や職員にわかりやすい委託ガイドラインを示すこと。また、事業の民営化を打ち出す場合は、「なぜ、民営化なのか」という説明責任を果たし、かつ区民や職員と徹底した議論を行うこと。 PFI(民間資金活用による公共施設整備等)について	第2次行財政構造改革推進大綱に基づき進めているが、民間開放についての指針を検討中である。
アドエ(氏可具本店内による公共施設業権をチループ)と 1)PFI方式の問題点を検証し、その対策を明らかにするまでPFI方式を使わないこと。特に財政収支の面での検証を行うこと。	PFI方式の実績を検証するとともに、設置目的に応じて効率的、効果的な施設建設、及び維持管理手法を選択する。
2)施設建設に関わるPFI方式については、事業運営上適切かどうか、長期的にみて費用対効果があるのか、住民参加の保障が確保できるか、事業者の破綻による責任はどこが取るのかなど重要な問題について、十分検討した上で採用すること。	PFI方式の採用に当たっては、適切な行政サービスを提供できるか、当該施設にPFI方式を導入することが妥当かなどの観点に留意していく。
職員サポートデスクについて、職員のプライバシー確保の問題、基幹的業務を委託することの問題、民間の低賃金労働者に依存する問題などの理由から、今以上に委託は拡大しないこと。かつ、職員のプライバシー確保を徹底すること。また、職員サポートデスクに関する職員の声を集約し、改善につなげること。	委託業務の範囲については、どの程度まで拡大できるか慎重に検討していく。
コールセンターについて、間違い取次ぎなど、区民サービスの点で相変わらず問題が多い。熟練者を育てるよう、区として委託先に強く申し入れること。	コールセンターで定期的に実施するオペレータ教育訓練を充実させ、技術向上に努めている。また、問い合わせが多い事例などは速やかに情報提供を行っている。 今後もコールセンターの職員教育、情報収集の徹底を委託業者に求めていくとともに、各職場へ迅速な情報提供を求めていく。
4、「まちみらい千代田」について 「まちみらい千代田」の組織について、区職員を派遣していることから区民や職員の意向に基づ き見直し、改善を求めること。	
2010年4月以降、公社に派遣する区職員について、十分時間を取り事前段階で意向調査を行うこと。また、人事異動にあたっては、異動基準を遵守し、職員の意向を考慮すること。	公益法人派遣法の趣旨に則り実施していく。

10区職労統一職場要求書	回答
引き続き、公社に派遣する職員の人事・給与制度は区職員と同様とすること。また、「まちみらい千代田」となってから職員の賃金・労働条件に関する派遣協定を結んでいないので、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣協定について、派遣という。	原則として同様の人事・給与制度である。 派遣協定については、公益法人派遣法の趣旨に則り締結している。
5、公契約条例について 公共事業や業務委託等で働く労働者の公正な生活保障のできる賃金とするために、全国で初めて となる「公契約条例」を制定すること。また、区に関連する職場で働く労働者について、ワーキング プアとならないように、区の最低賃金を示すなど、必要な措置を取ること。	契約に際しては、仕様書の中で「業務の履行に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守し円滑な進行を図ること」を求めている。 労働者の賃金の保証については、労働行政全般の中で取組むべき課題であると認識している。
6、区予算編成等にあたって 区民要望にそった必要な事業の経費は、区予算編成において、きちんと措置し、区民サービスを 低下させないようにすること。特に、578億円もある基金を有効活用すること。	事業部制の下、区民ニーズの的確な把握とともに区民の目線に立ち、貴重な財源を有効に活用する予算を編成し、質の高いサービスの提供に努める。
職場・現場でムダであるという意見がある事業については、職場・現場の意見を尊重し、予算編成をすること。	事業部制の下、区民ニーズの的確な把握とともに区民の目線に立った予算を措置し、質の高い サービス提供に努める。
「構造改革」に基づいたコスト効率至上主義を改め、区民サービスの質及び公共性の観点から予算編成を行うこと。	最少の経費で最大の効果を求める観点から、納税者である区民に対し適正がつ効率的なコストに よるサービスを提供する予算を措置しているところである。
新規施策や事務事業の企画・立案にあたっては、成果の視点重視偏重ではなく、区民が真に求めているものを作ること。また、サービスのコストや質を民間と比較する場合は、短期・長期的な視点でサービスを検討することと、民間の低賃金労働に依拠することはしないこと。 来年度予算編成にあたって、必要な職員の新規採用を行い、退職不補充方針を変えること。	事業部制の下、区民ニーズの的確な把握とともに区民の目線に立った予算を措置し、質の高いサービス提供に努めているところである。 主要施策のサービスのコストや質については、適切に評価を行っている。 必要な職員の新規採用は行っている。
7、「推進プログラム」について 「都市再生」や無秩序な開発の動きから千代田区の街(いつまでも住み働き続けられるまち)を守 るために、デベロッパー・事業者側に対する規制や居住環境を重視した地区計画指定の推進、地球環 境を守る観点からのビルのCO2削減などの検討を行うなど、抜本的な対策を取ることを「推進プロ グラム」に盛り込むこと。	良好な街並みの形成・居住空間の確保・防災性の向上を図るための地区計画の推進については、 既に盛り込まれている。
「観光の振興」や「祭りイベントの開催」への区財政投与については、区行財政効率化及び緊急施策として必要なのかの観点から再検討し、かつ区民の意見をよく聞いて検討すること。また、中止した天下祭りは復活しないこと。 保育園、児童館の運営に民設民営方式を導入する考え方について、区民、保護者、職員と十分な	
	もそのようにしていきたい。
8、次世代育成支援について	
「事業主行動計画」について 1)千代田区の「行動計画」実施にあたって、区は模範となるよう「事業主行動計画」の実践を	現在改訂作業を進めている。
行うこと。 2)「事業主行動計画」の内容について、抜本的に見直し、育休代替制度の確立など、次世代育 は主持の発化を行うこと	特定事業主行動計画の周知及び定着に努めている。
	引き続き適切に配置を行なっていく。
事業部の政策立案能力を抜本的に引き上げるために、係長層の人員増配置を行うこと。 	第2次行財政構造改革推進大綱のもと、適正に職員配置を行なっていく。
昇任、昇格、昇給の決定、人事異動にあたっては、事業部任せにせず、全庁的な判断の必要性か <u>ら人事当局の主導権で行うこと。</u> 10、組織整備について	事業部制の趣旨を考慮しながら、全庁的な視点から実施していく。
2010年度の組織整備検討にあたっては、区民及び職場の意見を聞きこれまでの組織整備を総 点検した上で、見直し案を提起すること。その際、職員減を目的とした組織整備としないこと。	組織整備については、事業部制の趣旨に基づき、職員の意見聴取を踏まえて各部が主体的に検討を行っていく。また、新庁舎で導入の総合窓口など、今後、各部の検討状況に基づき、新たな課題や全庁的な視点から組織整備が必要な場合、全庁的に調整が必要な事項等の状況により、区として必要な組織整備を行う。

10区職労統一職場要求書	回答
職場実態を無視し、区民サービス低下につながるような組織の「廃止」、「統合」、「縮小」を 行わないこと。	を行っていく。また、新庁舎で導入の総合窓口など、今後、各部の検討状況に基づき、新たな課題 や全庁的な視点から組織整備が必要な場合、全庁的に調整が必要な事項等の状況により、区として 必要な組織整備を行う。
組織の名称は単純明快なものとし、安易な改称を行わないこと。また、同じような名称変更、また、十分な理由もなく元に戻すなどの名称変更は極力避けること。	を行っていく。また、新庁舎で導入の総合窓口など、今後、各部の検討状況に基づき、新たな課題 や全庁的な視点から組織整備が必要な場合、全庁的に調整が必要な事項等の状況により、区として 必要な組織整備を行う。
保健所を早急に一所体制にすること。新保健所の設備等の条件整備について、当該分会と十分協 議すること。 11、人事異動について	移転に伴い一所体制となる。必要な協議には応じていく。
11、	自己申告については、12月中に終了する。人事異動については、現行の人事異動実施要綱によることを基本に実施していく予定である。
人事異動にあたっては、適材適所を基本に、かつ本人の意向・希望を十分に尊重して実施すること。特に、職員のモチベーションが低下するような人事異動は行わないようにすること。	
人事異動の内示は、三週間以上前に示すこと。また、労働組合の役員の異動については、事前協 議を行うこと。	
これまでと異なる異職種・職務従事となる人事異動については、内示前の事前協議とすること。	必要な協議は行なっていく。
異議申し立てについては、区職労と協議の上、その期間を設け、誠意をもって対応すること。	理由ある申し立てについては、誠意をもって対応する。
都区、区々間交流については、本人希望を踏まえ都や他区に強く働きかけること。	制度の趣旨を踏まえながら対応していく。
労働組合の弱体化、役員対策、思想攻撃を意図とするような人事異動を絶対に行わないこと。	区政の円滑な運営、適切な人材活用に資するよう、必要な人事異動を行なっていく。
技術系職員や専門職種の異動について、当該職員の意向を尊重し、実施すること。 技能・労務系職種の職務名間の異動は原則として行わないこと。なお、特別な事情のある場合は	区政の円滑な運営、適切な人材活用に資するよう、必要な人事異動を行なっていく。 区政の円滑な運営、適切な人材活用に資するよう、必要な人事異動を行なっていく。また、必要
	、
異職種・職務従事で配置されているすべての現業職員の異動については、必ず事前協議とすること。	区政の円滑な運営、適切な人材活用に資するよう、必要な人事異動を行なっていく。また、必要 な協議には応じていく。
障害をもつ職員の異動は、通勤事情、仕事内容、庁舎設備などを十分配慮し、実施すること。また、本人の意向に沿って異動できるように庁舎設備の改善を行うこと。	
た、本人の意向に沿って異動できるように庁舎設備の改善を行うこと。 再任用・再雇用職員について、配置職場等に関する意向調査を事前に行い、異動希望を尊重する こと。	
人事異動のドラフト制について、密室で行うことなく、かつ職員に不信感を生まないようにする こと。特に、ドラフト対象者リストを公開し、透明性を確保すること。	
随時異動・応援派遣の異動については、対象者及び該当職場の了解を前提に行い、事前に区職労 に情報提供すること。	
病交者等の職場復帰訓練について、一定額の有給とし、かつ公務災害、交通費支給の対象とする こと。	休職・休業補償制度の趣旨からそれ以外の支給を行なうことは困難である。職場復帰訓練に伴う 災害補償については、有事の際に対応できるよう検討を行なっていく。
病欠者等の職場復帰にあたっては、本人希望がある場合は、人事異動させて対応すること。	様々な事情を考慮しながら、必要な人事異動を行なっていく。
新障害者センターに移行する富士見福祉会館職員の異動については、本人希望を尊重するために 事前に意向調査を行うこと。	本人希望を考慮しながら、適材適所な人事異動を実施していく。
12、職員参加及び区民参加の推進について 区の重要な施策決定及び策定にあたっては、区民参加および職員参加を徹底すること。	可能な範囲で職員参加、区民参加で情報共有化を図れるよう努力している。
区民参加について、ワーキンググループを組織するやり方などを取り入れ、かつ十分な情報を区 民に与え、より十分なものとすること。	可能な範囲で職員参加、区民参加で情報共有化を図れるよう努力している。
区政の執行に伴う予算編成や事業計画の過程で徹底した職員参加を図ること。	可能な範囲で職員参加、区民参加で情報共有化を図れるよう努力している。
<u> </u>	<u></u>

10区職労統一職場要求書	回答
行政運営に関わる諸会議へ職員の意向を反映し、会議の経過と結果についても遅滞なく報告し、 共通の認識に立って、区政執行・執務ができるよう努めること。そのために、所属長と職員による職場懇談会や打ち合わせ会を制度化し、区政情報を職員が共有できるようにすること。かつEメールを活用し、所属長が職員への情報提供をこまめに行うこと。	可能な範囲で職員参加、区民参加で情報共有化を図れるよう努力している。
諸手当等の予算執行についても、職員の意見を反映し理解と納得にもとづいて実施すること。	可能な範囲で職員参加、区民参加で情報共有化を図れるよう努力している。
情報公開を一層推進し、区民参加、職員参加を徹底すること。	可能な範囲で職員参加、区民参加で情報共有化を図れるよう努力している。
13、区施設の計画及び建設について 区施設の計画及び建設にあたっては、次の点を踏まえること。	
	区有財産活用懇談会による提言を受け、議会と協議して、区としての活用方策をまとめる予定で ある。
て、区民参加はもとより職員参加も徹底して意見を聞くこと。 区施設の計画については、補修して使えるもの、住民生活向上・利用者からみた優先度、財政状況の見通し、適正な施設規模であるかなどを踏まえること。また、豪華になっていないかなどを点検すること。	
・ 3.5.2.5.6 複合施設建設については、極力複雑な複合化は避け、緊急性、必要性、防災拠点としての役割及 び建設費や維持経費などの財政状況の観点から検討すること。	そのように努めている。
区施設建設について、PFI方式といえども、設計段階で関係職員をはじめとした関係者、関係 団体の意見を十分に聞いて進めること。そのための調整会議などを設けて進めること。	そのように努めている。
重要な区施設について、夜間、休日を無人とせず、区職員を配置し、施設を区民に積極的に開放して利用しやすい施設とすること。また、災害対策の面からも重要な区施設は、夜間・休日を無人としないこと。	各施設の夜間、休日の管理については、委託による機械警備等に移行していく。
各個別の施設の計画及び建設を進めるにあたっては、個別施設ごとに定期的に関係者と協議を行い、諸課題を解決すること。	できる限り努めている。
富士見こども総合施設計画について、富士見児童館の移行準備にあたっての必要な人員配置や時間外手当などを措置すること。富士見こども園の運営について、保育園分会の要望を踏まえること。	適正かつ必要な協議は行なっていく。
新障害者福祉センター移行について、利用者が混乱・迷惑しないように事前の説明を十分に行う こと。	引き続き利用者に十分説明を行っていく。
区民サービスの切り捨てや区民負担増につながる事業については、区民や当該職員の意向を十分に聴取して検討すること。	各部各課の自己点検や職員参加による事務事業評価の仕組みの定着を図り、今後とも、新たな区 民ニーズに対応して、将来にわたって質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくた め、十分検討し、対応していく。
経費節減を目的とする事務事業の「廃止」「統合」「縮小」は、安易に委託、民営化などに頼ることなく、職員参加で十分検討し、職員や区民へのしわ寄せとならないよう慎重に対応すること。	各部各課の自己点検や職員参加による事務事業評価の仕組みの定着を図り、今後とも、新たな区 民ニーズに対応して、将来にわたって質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくた め、十分検討し、対応していく。
「電子自治体化」に関わる事項について 1)「電子自治体化」に関わる事項については、区職労との事前協議を徹底すること。	電子自治体化に係わるシステム開発案件に関しては、必要な情報の提供を行っていく。
2)新規システムに関しては、区職労に説明を行い、事前協議すること。	電子自治体化に係わるシステム開発案件に関しては、必要な情報の提供を行っていく。
3)財務管理、文書管理、電子決済などの総合行政システムに関する職員の意見について把握 し、システム改善に生かすこと。また、システムに関わる諸問題解決のための体制を確保すること。	定例的に所管課の職員、委託事業者を含めた会議を実施している。
4)全庁LAN等について ア、全職員が全庁LANを使えるよう、保育園、学校、土木事務所、児童館などの職場のLA N端末・パソコンの台数を増やすこと。また、再雇用・再任用職員及び非常勤職員について、 職務上必要である場合は、パソコンを一人一台配置すること	職務上必要な場合は配置していく。
職務上必要である場合は、パソコンを一人一台配置すること。 イ、人事担当課、総務職員課及び互助会の情報や様々な連絡がメールで行われている実態から、学校職場や保育園、児童館職場、再雇用・再任用職員のいる職場などのパソコン台数を増 やし、情報伝達の改善を行うこと。	
ウ、メールの使用について、遵守規程等の整備を行うこと。また、その使用にあたって、個人情報の保護策を取ること。 「こども園」について	本年度はセキュリティ対策基準の見直しを行った。セキュリティ研修は、引続き実施する。

10区職労統一職場要求書	回答
1)「いずみこども園」の運営実態について、総合的な点検を行い、二元的な運営を改めること など、当該職員の意見を聞き、改善を行うこと。また、保育士と幼稚園教諭の資格統一につい て、国に働きかけること。	いずみこども園での実践の成果と課題や、幼保総合施設に関する法令等の整備の動向を踏まえ、 こども園をより良い施設とするために検討していく。
2)「富士見こども園」について、「いずみ」で行っていた年齢区分方式を基本とした運営とすること。なお、運営内容については、早急に区職労と協議すること。	いずみこども園での実践の成果と課題や、幼保総合施設に関する法令等の整備の動向を踏まえ、 こども園をより良い施設とするために検討していく。
保育行政に関わって 1)憲法及び児童福祉法第24条に基づいて区の責任で保育を実施し、公的保育制度を堅持・拡 充すること。また、保育の直接契約方式、保育料の応益原則への転換と自由化、直接補助方式・ 育児保険を導入しないよう、政府に求めること。	
2)認証保育所について、区財政投入による誘致拡大を行わず、財政投入している額を区立保育 園の整備・拡充に使うこと。	認証保育所は、延長保育や休日保育、病後児保育を行うなど多様な保育ニーズに適切に対応していると認識している。認証保育所設置は、本区の保育園待機児童ゼロを維持していくためにも有効な施策である。
3)保育の質が低下すると思われる認定こども園について、区として設置を誘導しないこと。	いずみこども園での実践の成果と課題や、幼保総合施設に関する法令等の整備の動向を踏まえて 検討していく。
4)東京都独自の補助制度(都加算)の廃止に反対すること。	都や他区の動向を視野に入れながら適切に対応していく。
15、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止等対策について セクシュアル・ハラスメントの基本方針を管理職及び職員に定期的に周知徹底すること。	引き続き、周知徹底を図りたい。
パワー・ハラスメントがセクシュアル・ハラスメントとダブル部分があることから、その防止と対策についての方針を確立し、その体制整備を図ること。	と 必要な対策を講じ、周知徹底を図っていきたい。
1)パワーハラスメントの苦情、相談窓口について常設とし、職員に周知徹底すること。	必要な対策を講じ、周知徹底を図っていきたい。
2) パワーハラスメントの実態を調査し、区として把握すること。 0 9 年度において、パワーハ ラスメントの有無を明らかにすること。	
3)パワーハラスメントの防止等に関する研修を行うこと。	必要な対策を講じ、周知徹底を図っていきたい。
16、職員の勤務・労働条件に関わる事前協議について 職員の勤務・労働条件に関わるすべての案件については、必ず相当の期間をおいて事前に協議。	↑ 交渉事項については、職員団体と交渉をしたうえで、適時適切に実施していく。
ること。	
労使協議は双方が誠意をもって行うというルールを守り、労使双方による協議が成立しないうまし、一方的に実施しないこと。また、双方の提案に関わる件について、ルール化した内容を守ること	5 交渉事項については、職員団体と交渉をしたうえで、適時適切に実施していく。
17、職員研修及び人材育成方針について	
職員研修について、職員の自己実現ないし発達保障のための権利であることを認め、その観点が ら実施すること。その上で研修内容については、真の地方分権の観点から、職員の声を聞き、充実させること。 せること。	↑ 研修は、職員の意識改革を図り、能力開発を行なうことにより一流のサービスを区民に提供する ために実施している。今後も職員の自主性を尊重しながら、効果的に実施されるよう、常に見直し を図っていく。
住民本位の仕事を積極的に進め、明るい働きがいのある職場にするために各種の研修を積極的に計画すること。特に、2010年度について「自治体の公共性と公務労働」、「自治体民営化と公共サービスの質」、「国の構造改革と自治体財政への影響」、「地方自治制度改革と道州制の論点」、「自治体のアウトソーシングを考える」、「地方財政改革の焦点」、「憲法と地方自治」、「住民社社のための自治体実現」、「公務員制度改革」などのテーマについて取り入れること。	t ために実施している。今後も職員の自主性を尊重しながら、効果的に実施されるよう、常に見直し を図っていく。
公務に関係の薄いものや勤務・労働条件及び労使関係に影響を与える研修計画については、事情協議を行うこと。	がでは、職員の意識改革を図り、能力開発を行なうことにより一流のサービスを区民に提供するために実施している。今後も職員の自主性を尊重しながら、効果的に実施されるよう、常に見直しを図っていく。
2010年度の研修計画については、2009年度中に区職労に報告を行うこと。 技術・技能の研修については、当該職種・職場の要望にそって積極的に実施すること。	必要に応じて適宜情報提供していく。 研修は、職員の意識改革を図り、能力開発を行なうことにより一流のサービスを区民に提供する ために実施している。今後も職員の自主性を尊重しながら、効果的に実施されるよう、常に見直し を図っていく。
^	4

10区職労統一職場要求書	回答
研修は、相当十分な期間をもって対象者に周知し、仕事上などで支障のないよう配慮すること。 なお、庁内 L A N を日常的に使用できない保育園、児童館、学校、土木事務所等の職場については、 適切な周知を行うこと。	研修の実施に際しては、相当の周知期間を設けるよう努めている。また。出先機関の研修生に対してはFAX文書による周知を図り、通知の遺漏が無いよう配慮している。
障害をもつ組合員について、次の配慮を行うこと。	*************************************
1)研修会場の設定について、配慮すること。	新庁舎の移転により改善されたと考えている。
2)研修内容について、義務的な研修については障害上不可能な部分は配慮すること。	できる限り配慮している。
異職種・職務従事者について、基本研修を義務化し、パソコン研修等を実施すること。	科学技術館と連携し、初心者向けの「パソコン道場」を実施しており、今後も継続する予定である。
人材育成基本方針について、スペシャリスト制度などその内容について職員に周知すること。また、人材育成できるように、経験豊富な職員と若手職員を同じ職場に配置するなど、適正な人員配置を行い職場環境を整えること。	制度の周知には努めている。人材育成については、職員配置も含め、任用・給与制度、人事考課制度、研修等人事管理全般の視点から行っていきたい。
18、旧姓使用について	
「旧姓使用」の運用の内容について、周知徹底を図ること。	旧姓使用については、社会環境の動向にも考慮しながら、職員本人や職場の理解が得られるよう 対応していく。
「旧姓使用」者の意見を聞いて、更なる改善を図ること。	旧姓使用については、社会環境の動向にも考慮しながら、職員本人や職場の理解が得られるよう 対応していく。
旧姓を法律的に使用できるように、関係機関に働きかけること。	旧姓使用については、社会環境の動向にも考慮しながら、職員本人や職場の理解が得られるよう 対応していく。
9、区職労活動の保障について 区職労大会および区職労執行委員会は、「適法な交渉」に必要不可欠であるので、有給による時間内組合活動として認めること。	有給の時間内組合活動が許されるのは「適法な交渉」のみであり、要求の活動はこれに当たらない。 なお、無給の時間内組合活動であってもその範囲は無制限ではない。
正当で適正な組合活動を保障し、不当な処分を行わないこと。	現行の適法な活動については認めている。
組合員が自主的に行う適法で正当な政治活動についても、不当な処分、弾圧を行わないこと。	法令上制限されている政治的行為に対しては、厳正に対処する。
正当で適正な組合活動に対する妨害を行わないよう、また、不当労働行為を行わないよう、所属長かどを指導徴度すること	のとおり
長などを指導徹底すること。 労働組合などの非営利法人に対する課税を行わないよう、政府に働きかけること。	要求として受け止める。
2 0、職員の懲戒処分指針について 職員の懲戒処分指針の適用にあたっては、その都度、区職労と事前協議すること。少なくとも事 前情報の提供を行うこと。	懲戒処分は任命権の行使であり、管理運営事項である。
21、憲法を守り平和を守るための要求	
憲法9条を平和のために生かし、「戦争する国」づくりには協力しないこと。また、憲法が持つ 国民主権、恒久平和、基本的人権、民主主義、地方自治の5原則を区政の中で生かすこと。	公務員には憲法遵守義務があり、憲法違反の事務の執行は一切して行なっていない。なお、自 衛官募集事務の一部を行なうことは、地方自治法第2条に基づく「第一号法定受託事務」として、 また、自衛隊法第97条に基づき地方自治体の事務としての位置づけられているところである。
憲法違反の事務の執行を行わないこと。特に、違憲の自衛隊の募集には協力しないこと。	公務員には憲法遵守義務があり、憲法違反の事務の執行は一切して行なっていない。なお、自 衛官募集事務の一部を行なうことは、地方自治法第2条に基づく「第一号法定受託事務」として、 また、自衛隊法第97条に基づき地方自治体の事務としての位置づけられているところである。
憲法違反の自衛隊の実習訓練に参加協力をしないこと。	地方公共団体として法令を遵守して、区の施策を実施していく。
区として有事法制に関わる協力を拒否すること。	地方公共団体として法令を遵守して、区の施策を実施していく。
憲法 9 条に違反する海外派兵恒久法を制定しないこと及び新テロ特措法を延長しないよう、政府に働きかけること。	地方公共団体として法令を遵守して、区の施策を実施していく。
軍事費を削って、くらし・福祉・教育予算を充実させるよう国に働きかけること。	地方公共団体として法令を遵守して、区の施策を実施していく。
<u> </u>	J

10区職労統一職場要求書	回答
政府に対し、唯一の被爆国である日本が「拡兵器廃絶」の運動を進めるよう、また、「非核三原 則」を法制化するよう求めること。	地方公共団体として法令を遵守して、区の施策を実施していく。
自治体が保有する住民情報を軍事目的のために提供しないこと。また、住民基本台帳の15歳から 18歳のデータについて、自衛隊への提供を拒否すること。	公務員には憲法遵守義務があり、憲法違反の事務の執行は一切して行なっていない。なお、自衛官募集事務の一部を行なうことは、地方自治法第2条に基づく「第一号法定受託事務」として、また、自衛隊法第97条に基づき地方自治体の事務としての位置づけられているところである。
国民の思想・良心の自由を侵害し憲法違反の政党助成金制度を廃止するよう、政府に働きかける こと。	地方公共団体として法令を遵守して、区の施策を実施していく。
2.2、公益通報制度について 公益通報制度について、通報内容が第三者に漏れないようにするために、行政観察員について、 公墓制とすること。	現行制度において情報管理は徹底されている。
<u>公募制とすること。</u> 行政監察員に女性を加えること。	- 今後検討していく。
. 職員と区民のいのちを守り安全を確保するための要求 1.1、災害対策の初動態勢の強化について	
職員に関わる初動態勢の強化を次のように図ること。 1)区施設から夜間勤務者を廃止しないこと。	必要な初動態勢を整備していく。
2) 災害時の初動態勢時の職員の行動マニュアルに基づく訓練や研修を行うこと。	職員行動マニュアルを策定したので、これに沿った訓練等を実施していく。
3)夜間、土、日、祝日の初動時のために、職員住宅の戸数を減らさず、かつ区内在住職員を増 やすこと。 2、区施設の安全確保について	必要な初動態勢を整備していく。
2、区/版設(2)文宝・媒体に 2015 首都圏での大地震が予測されている現在、耐震診断調査の結果に基づき対応が求められている区 施設は、改修など早急な改善策を講じること。	区施設の耐震診断調査は、年次計画により実施しており、その対応については耐震診断の結果に基づき緊急性の高いところから実施している。既存施設の耐震補強については、避難施設・救護施設等震災時の施設の役割に応じて補強していく。今後建設予定の区有施設は、施設の用途、規模あるいは費用対効果等を勘案しながら判断していく。昭和56年以降設計された区有施設は新耐震基準に基づいて設計されており、用途に応じて、それ以上の基準による設計となっている。
今後建設予定の区施設は、免震工法等を取り入れる設計とすること。	区施設の耐震診断調査は、年次計画により実施しており、その対応については耐震診断の結果に基づき緊急性の高いところから実施している。既存施設の耐震補強については、避難施設・救護施設等震災時の施設の役割に応じて補強していく。今後建設予定の区有施設は、施設の用途、規模あるいは費用対効果等を勘案しながら判断していく。昭和56年以降設計された区有施設は新耐震基準に基づいて設計されており、用途に応じて、それ以上の基準による設計となっている。
区施設に備え付けられている非常用の機器や備品などの総点検を実施し、不備を改善すること。	日ごろから施設内の非常用機器等については定期的な点検を行なっており、不備が発見された場合には速やかに改善する。また、法令に基づき、18年度より総合的に建築物の点検調査を実施している。
区施設のアスペスト除去工事にあたっては、当該職員等に事前周知を徹底すること。	区有施設のアスペスト対策は、17年度に調査を実施し、一部除去工事を行った。18年度には 吹付けアスペストの除去工事(経過観察を除く)を行っている。今後、含有アスペストに対して は、計画的に除去工事を進めていく。また、工事にあたっては、綿密な事前調査を行い、安全な施 工を進めていく。
3、防災計画に関わって 住民の避難所や地区救援センターになる区施設に働く職員を、「避難所運営協議会」に参加させ、必要な研修や訓練を行うこと。	地域住民、施設管理者で構成する「避難所運営協議会」の中で必要な対応を行っていく。
職員行動マニュアルに基づき、想定される災害の実態に即した訓練を実施すること。	職員行動マニュアルを策定したので、これに沿った訓練等を実施していく。
災害時の職員の労働条件を検討し、提示すること。	通常の労働条件と変わるところはない。
4、臨時非常配備体制要員の確保について 初動態勢要員を確保するために職員住宅を減らさず、少なくとも現状を維持すること。	職員住宅の戸数については、適正な水準を確保していく。

10区職労統一職場要求書	回答
5、ダイオキシン発生の原因になるプラスチックなどの塩ビ製品を区として使用しないこと。	重要な課題と認識している。
6、生活環境条例について 実務に影響を与えている係長層の応援パトロール体制を止めること。当面、回数を減らす等係長	現状の体制で継続していく予定である。
層の負担を軽減する措置を取ること。 不公平さを増している路上喫煙者に対する過料制度を改め、マナーを重視するなどの制度に切り 替えること。	現行制度で行っていく。
7、食の安全について 学校・保育園等の給食について、安全性に疑問のある食品、食材の使用を行わず、かつ安全な食品、食材を区が責任を持って確保すること。	学校・保育園等では、可能な限り国産の食品・食材を使用し、調理済み加工食品は使わず手作りの給食とする。区として食材等の安全と衛生を確保するため、信頼できる地域の商店等から食材等を購入し検収を徹底するとともに、食品の衛生検査、残留農薬検査等を実施する。
- 職員の健康を守り豊かな生活をおくるための要求	
1、休暇制度について 夏場の職員の健康保持等の観点から、夏季休暇の日数を増やすこと。また、夜間勤務職員の夏季 休暇について、変則勤務の特性を考慮した日数・時間とすること。具体的には、2010年度早々に 交渉を行うこと。 慶韦休暇について	現行の水準は適切であると考えている。
1) 父母の祭日に祭祀を行うことを認めるだけでなく、子、配偶者、配偶者の父母、兄弟 姉妹	範囲については今後必要に応じて検討する。
の場合にも適用すること。 2)慶弔休暇の付与日数から適休日、休日を除くこと。	取得期間は、週休日等を算入する現行方式が適切である。
3)結婚休暇について、日数を10日に拡大し、また取得の始期については、 本人申請によるこ	現行の取扱が適切である。
社会参加・自己啓発のための職免制度について 1)研究会発表等の聴講、学会等の参加について、職免とすること。	職免は、職務専念義務の特例であり、その運用はきわめて限定的で、厳格な対応が必要である。 また、職免、休暇の承認については個別に精査して適法に対応している。
2) 特別区互助組合等が主催する公開講座やセミナーへの参加について、職免とすること。	職免は、職務専念義務の特例であり、その運用はきわめて限定的で、厳格な対応が必要である。 また、職免、休暇の承認については個別に精査して適法に対応している。
3)職員が受けている通信教育に伴うスクリーング参加を保障すること。	職免は、職務専念義務の特例であり、その運用はきわめて限定的で、厳格な対応が必要である。 また、職免、休暇の承認については個別に精査して適法に対応している。
4)公務に関わりのある留学等について、休職事由の範囲を拡大すること。	今後、検討していく。
5)ボランティア休暇について、社会福祉・地域福祉・環境保全等のNPO活動に参加すること も含めること。	要件に応じて認めている。
6)オリンピック、パラリンピック、国体、国際大会等のスポーツ大会への参加について、特別	現行の取扱が適切である。
休暇または、職免として参加できるようにすること。	元気回復事業は、勤務時間外に実施されることが原則であり、これが困難な場合にのみ特例的に 時間内の職免が認められるものである。これ以上の拡大の予定はない。
育児休業について 次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、次のように改善すること。	
	現行の対応により、必要な措置を講じながら適切に対応している。
2)育児休業手当金の支給割合を増やすこと。	育児休業手当金は、現状でも民間の支給水準を上回っている。
3) 育児休業の取得に関わる昇給制度改善、賃金・一時金・退職手当等に関わる取り扱いの改善 を行うこと。 育児時間について	現行の対応により、必要な措置を講じながら適切に対応していく。
育児時間について 1) 取得時間を1日、 1 2 0 分とすること。	育児・介護休業法の趣旨を踏まえながら、国、他団体及び民間の動向を見極めたい。
2)取得期間を小学校に上がる前までの子までの期間に延長すること。	育児・介護休業法の趣旨を踏まえながら、国、他団体及び民間の動向を見極めたい。
3)妻の妊娠出産休暇中の夫である職員の育児時間を認めること。	従前より取得できる。

10区職労統一職場要求書	回答
子どもの看護休暇について 1)小学校終了までの子を対象とし、一人につき10日にすること。少なくとも改正育児・介護休業 法のとおり、二人以上であれば年10日を付与すること。	法の趣旨に則り対応していく。
2)取得自由について、「疾病の予防を図るために必要なもの」を加えること。 「育児のための短時間勤務制度」について、勤務時間のパターンを検討すること。	子の看護休暇制度の趣旨からすると、本休暇での運用は困難であると考えている。 本人希望と職場の状況を総合的に判断し、制度の適切な運用を行なっていく。
年次有給休暇について 1)取得期間を暦年から年度に変更すること。変更にあたっては、退職予定等の職員が不利益に ならようにすること。 2)4連休取得を推進するにあたっては、取りづらい雰囲気をなくし、取得できるよう条件を整備	法の制約が天きいが、引き続き検討を進めていく。退職予定者に不利益が生ずることは想定していない。 いない。 引き続き取得を促進できるよう、周知徹底を図っていく。
	引き続き取得を促進できるよう、周知徹底を図っていく。 引き続き取得を促進できるよう、周知徹底を図っていく。
改正育児・介護休業法に基づき、要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度をつくること。付与日数は、年5日、二人以上であれば年10日とすること。	
2、各種休暇権の行使等について 勤務を要しない日(週休日)及び休日の勤務命令はできるだけ避けること。やむを得ず週休日及 び休日に勤務した場合は、振替えを基本とせず、時間外勤務手当支給との間で、選択できるようにす	週休日の勤務命令は、極力最小限にしている。 代替措置は、振替を基本と考えるが、職場の繁忙度などの状況を考慮して対応している。
ること。 育休者、産休者、長期病欠者には、ただちに正規、臨時・非常勤、派遣職員で代替職員を配置する ること。特に、育児休業の休職が1年以上に及ぶ場合は、正規職員または育休任期付職員を配置する よう制度化すること。なお、派遣職員をあてる場合は、事前協議とすること。	現行の対応により、必要な措置を講じながら適切に対応していく。
学芸員、診療放射線、理学療法士、作業療法士、検査技術、栄養士、看護師、保健師、歯科衛生生、保育園・児童館の用務、警備等、一職場一人職種の職員や、職場の実態から休暇権の行使が事実上困難な職場について、その職員が安心して休暇権を行使できる代替の人員増など、具体策を講ずるした。	
職場で、母性保護の観点および次世代育成支援対策法の趣旨に基づき生理休暇、育児時間、妊産 - 婦の通勤時間の特例などが充分に取得できる環境を整え、具体策を講じること。 3、超過勤務の縮減、労働時間の短縮、勤務時間について	特定事業主行動計画の定着を図っており、引き続き周知徹底に努めたい。
超過勤務の縮減について 1)労働時間の管理について、厚生労働省通達(平成13年4月6日)より徹底するとともに、厚生 労働省の「賃金不払い綜合対策要綱」に基づき、違法な不払い残業・サービス残業一掃のための 具体的措置と未払い賃金の支払いについて改善すること。なお、退庁管理及び超勤把握について は、職員ICカードで行うこと。	超過勤務そのものを縮減することも重要であると考えている。
2) 労基法第36条の協定を締結し、超過勤務の規制について協議すること。そのための労使検 討委員会を早急に立ちあげること。	36協定については認識している。
3) ノー残業デーについて、放送だけでなく、実行あるものとするために、消灯後の照明点灯は 許可制とすること。	現状では困難である。
労働時間の短縮について 1)一日の勤務時間をさらに短縮し、週35時間以下とすること。	2 3 区共通基準として統一交渉の場で協議されるものであるので、その動向を見守りたい。
2) 貧困と格差解消に向けて自治体の果たす役割の一つとして、雇用拡大などの社会的要請に応え、人員増により超過勤務の縮減、時短を図ること。	総実労働時間の縮減は重要課題であると考えている。
3) 超過勤務の縮減と年次有給休暇の計画的取得を促進し、年間総実労働時間の短縮を図り、年 11,800時間以内の労働時間とすること。	総実労働時間の縮減は重要課題であると考えている。
勤務時間等について 1)職員の健康保持の観点から、保育園職場などの職場で、休憩時間がきちんと取れるように厳正に所属長に対して指導すること。	勤務時間条例に従い取得できるよう周知に努めるとともに、保育園職場に限らず、より厳正な勤 務時間管理を行なっていきたいと考えている。
2)各職場・各職種の業務の実態にあった一日の勤務時間の割り振りを再検討し、必要な規程改正を行うこと。	業務の実態、区民のニーズ等を考慮し、区民サービスの維持向上に向け、必要な勤務体制を検討 していく。
3)変則勤務職場の勤務時間の変則部分について、原則として現在以上に拡大しないこと。 なお、区民要望等で拡大が必要な場合、区職労と協議すること。	業務の実態、区民のニーズ等を考慮し、区民サービスの維持向上に向け、必要な勤務体制を検討 していく。
4)時差勤務について、通勤混雑及び遠距離通勤のための理由で時差勤務できるようにするこ	現行の勤務時間で対応できていると考えている。
5)改正育児・介護休業法に基づき、3歳までの子を養育する場合、その当事者について、所定外 労働を免除すること。	育児・介護休業法の趣旨を踏まえながら、国、他団体及び民間の動向を見極めたい。
	<u> </u>

10区職労統一職場要求書	回答
1)区民・利用者ニーズが少ないなどの理由があるにも関わらず、区民受けを狙った安易な土、 日の窓口業務等を拡大しないこと。ただし、区民要望があり必要とされる窓口拡大については、 区職労と事前協議し、条件整備を行い了解の上実施すること。	現状の窓口開庁時間の実績を踏まえ、区民サービスの維持向上のために実施する。
2)総合窓口課の平日の時間延長業務について、費用対効果や区民ニーズを十分検討し見直しを (力うこと。 4、職員の健康を守る対策について	現状の窓口開庁時間の実績を踏まえ、区民サービスの維持向上のために実施する。
4、	法令に基づき設置している。職員の安全と健康を守るため、諸問題の調査、審議及び快適な職場 環境づくりの促進を引き続き図っていく。
労働安全衛生法に基づき、専属の「産業医」及び保健師を配置すること。なお、配置が難しい状況であれば、当面、職員が病院や薬局への対応が必要な場合は、配慮すること。	配置については難しい状況にある。なお、病院及び薬局への対応については、休暇対応が原則であるが、具体な状況により判断する場合も有り得る。
公務災害から職員を守るために、職種ごとの研修を行い、労働器具の整備など職場環境を整える こと。	公務災害の防止に向け、引き続き努めていきたいと考えている。
OA機器の使用にあたって 1)VDT作業に従事している全職員の健康調査を定期的に行い、かつ対象者に対する短時間研 修を行うこと。	VDT健診を通じて健康管理に注意を促していきたい。
庁舎の禁煙化等について 1)時代の流れにそい、区施設の全体で禁煙化を促進すること。	区施設全体について、禁煙化を含めた協議・調整を引続き行う。
2)本庁舎の喫煙室について、外部に煙、においが漏れないような構造に改善すること。	喫煙室の改善には努力している。喫煙室以外で喫煙をしないよう引き続き周知していく。
3)出先の分煙化について、点検し実施計画をつくり早急に具体化し、2010年度予算に反映 すること。	喫煙室の改善には努力している。喫煙室以外で喫煙をしないよう引き続き周知していく。
人間ドックについて、制度及び補助金の拡充を行うこと。人間ドック結果の提出について、個人のプライバシー保護の観点から強制しないこと。	平成16年度から一部助成を増額している。人間ドック結果については、労働安全衛生法に基づき 提出を求めている。再任用・再雇用職員についても同様の制度を適用している。
健康診断の内容を、職務、年齢、性別に見合ったものに更なる改善を行うこと。また、婦人科検診の充実を図ること。 勤務の軽減・時間内通院について	平成15年度から乳がんの検診の内容を充実している。
1)公務上の認定の如何にかかわらず、明らかな職業性の疾病については、罹病者に有給の時間 内通院、治療、休息を保障すること。	病気休暇、有給休暇などにより一定の範囲内で認めている。それ以上に範囲を広げるのは困難で ある。
2)成人病、更年期障害、公害病、神経性疾病等についても時間内通院を保障すること。	病気休暇、有給休暇などにより一定の範囲内で認めている。それ以上に範囲を広げるのは困難で ある。
3)人工透析者、C型肝炎をはじめ医療機関に定期的に通院する障害者・難病者等については、 職免とすること。	病気休暇、有給休暇などにより一定の範囲内で認めている。それ以上に範囲を広げるのは困難で ある。
職員のメンタルヘルス対策について 1)区職員の「心の病」が増えている現状を重視し、職員に対するメンタルヘルス対策を強化すること。また、その原因となっている職場環境の問題、人員配置の問題などを解明し抜本的な改善を図ること。	メンタルヘルス対策については、重要課題と認識しており、区としてメンタルヘルス対策の一環として「EAP(職員支援プログラム)サービス」の導入を決定したところである。
2) メンタルヘルス対策について、定期的な啓発活動を行うこと。	メンタルヘルス対策については、重要課題と認識しており、区としてメンタルヘルス対策の一環として「EAP(職員支援プログラム)サービス」の導入を決定したところである。
3) 具体的なケースにあたっては、区当局、ビースマインド、区職労と連携した対応を行うこと。	メンタルヘルス対策については、重要課題と認識しており、区としてメンタルヘルス対策の一環として「EAP(職員支援プログラム)サービス」の導入を決定したところである。
一般事務機器として職場で使用されている労働用具に、職業性疾病の危険性がないかどうかの点 	労働用具の安全性については十分配慮する。
職業性疾病や腰痛などの多発職場・職種には職業病検診を拡充し、配置基準の如何にかかわらず 増量などの対応を取ること。	健康診断の内容については、必要に応じ今後も見直していく。
病気休職などの指定医療機関制度を廃止し、労働者の医師選択自由の権利を保障すること。	分限処分に当たっては、その性質上、区の指定する医師の診断が大原則であると考えている。

10区職一労統一職場、要求者書	回答
長期にわたる病欠者について、職場復帰にあたっては、職場復帰訓練プログラムを作成し、回復 に見合った勤務軽減措置を図り、本人の希望を優先させること。なお、希望がない場合は原則として 元の職場に配置すること。	職務に復帰するための職場復帰訓練を実施している。
妊娠中の女性職員の職務については、本人の希望により必要とするときは、職務の軽減、職場配 置の変更など、具体的対策を行うこと。	状況に応じて必要な対応をする。
過労死や健康を破壊するような相当の時間外勤務(月45時間以上)・過重労働について、特定の 職員の実態を早急に調査・把握し、具体的な対処を行うこと。 職員の屋外業務について	法に基づき、健康診断を実施している。また、超過勤務の縮減に努める。
1) 屋外での仕事に従事する職員について、大気汚染公害被害から守るために健康診断を強化す	健康診断の内容については、必要に応じ今後も見直していく。
ること。 2)アスペストに関わる仕事をしている職員に対し、悪性中皮腫に関する特別検査を行うこと。	塵肺・石綿に関する健康診断については従来より実施している。対象職場については、産業医の 意見を参考に対応していく。
0-157などの食中毒・感染症対策に関して、食中毒未然防止のために、委託職場も含めて調理職場の調理機器・設備の改善を行うこと。また、0-157などの食中毒・感染症対策強化のため リンの要な人員配置を行うこと。	調理器具等の改善は必要に応じ適切に行う。人員は既に適正に配置されている。
! 新型インフルエンザについて	明仁の仏体で社内オ
1)保健所の体制を強化すること。	現行の組織で対応する。
食品の安全を確保するための予防、検査、飲食関係業者への指導を強化するための食品衛生監視 員など保健所の職員体制を強化すること。	
職員の健康管理や労働安全衛生の実務を抜本的に改善するために、福利厚生・健康管理の専門の 課または健康管理室を設置すること。 5、福利厚生制度の拡充について	現行組織で対応する。
職員住宅について	
1)職員の福利厚生上及び防災対策上の観点から、職員住宅を減らさず、現行を維持すること。 また、借り上げ型職員住宅を減らさないこと。 2)年収が減っていることから職員住宅の使用料を値上げしないこと。また、貸与年数の延長に	職員住宅の戸数については、適正な水準を確保していく。
2) 年収が減っていることから職員住宅の使用料を値上げしないこと。また、貸与年数の延長に 関わって、地域貢献を条件としないこと。	区民住宅と共通の家賃設定方式を行なう中で、設置目的に合わせて使用料を決定している。貸与 期間については、必要に応じ今後検討していく。
3)飯田橋職員住宅廃止に関わって、現職員住宅の総戸数を下回らないようにすること。	職員住宅の戸数については、適正な水準を確保していく。
4)既存の職員住宅の設備や住宅環境を点検し、必要なものについては改善し、住みやすい環境 をつくること。	設置趣旨等に照らして必要なものは改善するよう努めている。
5)障害をもつ組合員の職員住宅への入居について配慮すること。	障害をもつ職員については、一定の配慮はする。
組合員の住宅に対する切実な要求に応えるために、都共済・互助会の貸付金の増額など、貸付金制度の改善をはかること。	職員の福利厚生の内容については、すべてについて精査する必要がある。
本庁舎の職員厚生室について、利用時間帯を他目的に使用せす、関係者・団体が優先的に利用で	職員厚生室設置の趣旨に沿いながら、柔軟な対応をしていく必要もあると考えている。
きるようにすること。 区が職員の福利厚生の責任を果たすことが統一交渉で約束されていることから、区互助会に対する区補助金を増額して対応すること。	互助会の申請に基づいた補助を行っている。
カフェテリアブランについて、助成金額を4万円に増やすこと。また、申告忘れがないように周知徹底すること。	現金助成を増額するのは制度的に困難である。申請については、漏れが生じないよう庁内LANにより家内をしている
10階の食堂について、食材の質を上げること、味を改善すること、値段を下げること、昼休み時間帯の混雑解消の対策を取るよう強く要求すること。また、区当局は、食堂問題について職員の福利厚生向上の観点から対応すること。	より案内をしている。 契約の要求水準の範囲において受託業者と協議していく。
職員のスポーツ健康要求に応え、本庁舎地下3階のシャワー室を昼休みに開放すること。 再任用・再雇用職員を対象とした福利厚生事業の拡充を図ること。	現在は届け出により使用できる。 職員の福利厚生の内容については、すべてについて精査する必要がある。
. 働きやすい職場環境をつくるための要求	
- 関ロピック・関係を受け、対象を受け、 1、働きやすい職場環境について、 1、働きやすい職場環境について 2、 - 本庁舎の各階のレイアウトやサイン、総合窓口について、現場や区民の声を反映したものに改善	
本げ音の合階のレイアリトやサイン、総合窓口について、現場や区氏の声を反映したものに改善 すること。 本庁舎のエレベーターについて、勤務時間勤務内の使用制限を解除すること。また、別途、本庁	必要な協議は行う。
本月音のエレバーテーについて、動物時間動物内の使用制限を解除すること。よれ、別述、本月舎に関する改善要求を出すので、応えること。 区職労掲示板問題について、国の労働組合が掲示板を設置している状況を踏まえ、前向きな対応	場にはの米川省の利用れがと謳かると凶難とめる。必要な励識は11つ。 掲示板は庁舎管理上困難であるが、更衣室のドアは引き続き可能である。
区職労損不板向題について、国の労働組合が掲示板を設置している状況を踏まれ、前向さな対応 を行うこと。当面の間は、更衣室のドアを掲示板として引き続き使用させること。 出先職場の職員にも本庁舎のICカードを配布すること。	掲示板は汀吉官理工困難であるか、更収至のトアは引き続き可能である。
	ピケーソノイル 「は午川市で利用する職員に必女に心ひて貼引する。

10区職労統一職場要求書	回答
2、学校、保育園、児童館など児童のための区施設の日照を確保するとともに、あらゆる公害から職場環境を守ること。	そのように努めている。
3、新しい施設の建設や事務室スペースの変更については、事前に関係職場の十分な討議の上実施し、 その上で区職労と協議すること。	必要な協議は行う。